

観光地等魅力向上森林景観整備事業実施要領

平成 30 年 5 月 11 日付け 30 森政第 90 号林務部長通知
一部改正 平成 31 年 3 月 20 日付け 30 森政第 559 号林務部長通知
一部改正 令和 3 年 3 月 24 日付け 2 森政第 580 号林務部長通知
一部改正 令和 4 年 4 月 8 日付け 4 森政第 27 号林務部長通知

(趣旨)

第 1 この要領は、観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金交付要綱（平成 30 年 5 月 11 日付け 30 森政第 89 号林務部長通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象経費、事業内容、採択基準等)

第 2 補助対象経費及び内容については、次のとおりとする。

対象経費	事業内容	対象経費の内訳
(1) 地域の景観に合致した森林整備に要する経費	除伐、間伐、更新伐、修景林間整備（危険木除去、倒木・折損木除去を含む）、竹林整備、伐採木処理（伐採、玉切り、集積、搬出）、看板等設置	賃金、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、請負費、資機材購入費、補助金（市町村が民間主体に補助金を交付して行う事業に限る。）
(2) 眺望を確保するための立木の伐採に要する経費	支障木伐採、伐採木処理、看板等設置	
(3) 巨樹・古木等の保存活動に要する経費	専門家による診断、樹勢回復、柵・看板等設置	

2 事業の実施については、以下の要件を満たす場所を対象とする。

(1) 観光地等における景観整備等

次の全ての要件を満たす場所

- ア 観光地等の不特定多数の利用者が訪れる場所であること。
- イ 関係者の合意形成が図られていること。
- ウ 当該事業を実施した場所でないこと。

(2) 高速道路沿線の景観整備等

上信越自動車道、中央自動車道及び長野自動車道の沿線で、松くい虫等による被害木が全面に及んでいる場所

(事業計画)

第 3 要綱第 4 に規定する事業計画については、観光地等魅力向上森林景観整備事業計画書（様式第 1 号）によることとし、地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の事業計画が提出された場合は、林務部長（以下「部長」という。）に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による事業計画の協議があり、内容が適当と認められるときは、局長に同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）に対し、事業計画の承認を行うものとする。

（内示）

- 第4 部長は、第3第3項により同意をした事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案して、局長に対し、補助金額の内示をするものとする。
- 2 局長は、前項の内示があったときは、事業主体に対し、補助金額の内示をするものとする。

（補助金の交付）

- 第5 内示を受けた事業主体は、観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金交付申請書（様式第2号）を局長に提出するものとする。
ただし、事業主体は、交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。
なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 2 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査し適当と認める場合は、様式第3号により、補助金の交付を決定するものとする。

（事業実施上の留意事項）

- 第6 事業主体は事業の実施にあたり、次に掲げる事項に留意すること。
 - (1) 森林法の適用を受ける森林では、伐採の届出又は許可申請などの手続きを適正に行うとともに、市町村森林整備計画の機能区分に適合した施業を実施すること。また、他の法令の適用を受ける場合は、当該法令を遵守すること。
 - (2) 所有者の同意を得ること。
 - (3) 事業の実施にあたっては、従事者の安全作業及び観光者等の安全の確保に万全を期すこと。
 - (4) 森林づくり県民税を活用した事業である旨の看板等を設置するなど、事業の普及啓発に努めるとともに、看板等を設置した場合には、善良な管理に努めること。

(補助金変更交付等)

- 第7 事業主体は、要綱第3に規定する重要な変更の必要が生じたときは、速やかに観光地等魅力向上森林景観整備事業変更計画書兼補助金変更交付申請書(様式第4号)を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の申請があった場合には、様式第5号により部長に協議を行い、部長はやむを得ないと認めた場合は、様式第6号により同意するとともに、必要に応じて補助金の変更内示をするものとする。
- 3 局長は、前項の同意があった場合は、事業主体に補助金の変更交付決定(様式第3号)を行うものとする。
- 4 事業主体は、要綱第3に規定する重要な変更以外の変更が生じた場合には、速やかに観光地等魅力向上森林景観整備事業変更報告書(様式第7号)を局長に提出するものとする。
- 5 局長は、前項の報告により補助金額に変更がある場合には、速やかに部長に報告するものとする。

(早期着手)

- 第8 事業主体は、第5第2項の補助金の交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、第3第1項の事業計画が局長に提出された後であって、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手することができる。
- (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けること。
- (2) 他の事業に関連し、早期に着手する必要があること。
- 2 事業主体は、早期着手を必要とするときは、観光地等魅力向上森林景観整備事業早期着手協議書(様式第8号)を局長に提出するものとする。
- 3 局長は、前項の協議書の提出があり、第1項のただし書に該当し、適当と認めるときは、様式第9号により同意するものとする。

(中止等)

- 第9 事業主体は、要綱第3に規定する補助事業の中止若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、観光地等魅力向上森林景観整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)又は観光地等魅力向上森林景観整備事業期間延長承認申請書(様式第11号)を局長に提出するものとする。

(実績報告)

- 第10 事業主体は、事業が完了したときは、要綱第6の規定により、速やかに観光地等魅力向上森林景観整備事業実績報告書(様式第12号)を局長に提出するものとする。

2 局長は、前項の実績報告書の提出があったときは、職員を指定して、現地調査及び次に掲げる書類調査を行うものとする。

- (1) 予算書及び決算書
- (2) 契約、支払い関係書類
- (3) その他必要と認められる書類

3 局長は前項の調査を行ったときは、観光地等魅力向上森林景観整備事業調査調書(様式第 13 号)を作成するものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 局長は、第 10 第 2 項の調査の結果に基づき、補助金の額の確定(様式第 14 号)をするものとする。

2 補助金額は、補助対象経費の千円未満を切捨て、補助率を乗じて算定するものとする。

(補助金の請求)

第 12 要綱第 7 に規定する補助金交付の請求を行おうとするときは、観光地等魅力向上森林景観整備事業補助金交付請求書(様式第 15 号)を局長に提出するものとする。

(実施報告)

第 13 局長は、補助金支払い完了後、観光地等魅力向上森林景観整備事業実施報告書(様式第 16 号)を事業実施の翌年度の 5 月 10 日までに、部長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年度の事業から適用する。